

国連の財政危機に関する国連女性差別撤廃委員会の声明

2026/02/17

国連人権高等弁務官事務所

女性と少女の権利は人権であり、決して譲れないものである。今年、女性差別撤廃条約は発効から 45 年を迎える。現在 189 ある締約国は、世界人口の半分を占める女性と少女に対して、他のすべての人と同等の権利を保障する法的義務を負っている。国連の財政危機により、締約国の条約履行を監視するという任務を遂行することが困難になっており、その要因が、一部の国連加盟国が分担金を期限内に納付していないことにあると懸念する。[国連女性機関\(UN Women\)](#) によれば、世界の 4 分の 1 の国で女性の権利に対するバックラッシュが起きている。女性や少女は意思決定からますます排除され、平時であれ紛争下であれ、ますます高まるジェンダーに基づく暴力に直面している。国連がこの危機から脱却し、委員会が任務を完全かつ効果的に遂行できるよう、すべての国に対し、緊急措置を検討するよう求める。また、政府、市民社会組織をはじめ、関係するすべての人びとに対し、あらゆる手段を講じるよう求める。

【記事全文】[Statement by the Committee on the Elimination of Discrimination against Women on the United Nations Financial and Liquidity Crisis](#)